

8 安全な暮らし実現プロジェクト

政策目標の概要(A)

近年、安全・安心志向は高まっており、県民は「犯罪や災害の少ない『安全』な群馬県」づくりに大きな期待を寄せており、このような県民の期待に応えるため、安全を確保するさまざまな取組を充実させるとともに、地域全体で支え合う安全な地域づくりを推進する。

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H26 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|------|---|--|--|--|---|---|--------------|--------------------------|---------------------------|---|---|---|--|---|---|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | |
| 1 危機管理体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)不測の災害対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の見直しを行うとともに、災害発生時の県の具体的な行動計画をまとめた応急対策マニュアルなどの「防災マニュアル」の整備を図り、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を整備します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 自然災害に対する具体的な県の行動マニュアルとなる「防災マニュアル」を整備するとともに、訓練等を通じた検証により随時見直しを行う。 | 関係所属における防災マニュアルの整備 | H23 防災マニュアルの整備着手 H24 防災マニュアル完成 H25 防災マニュアルの点検、随時見直し | 防災マニュアルの整備推進 | 各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し | 各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し | 部局予算対応 | 部局予算対応 | | 県地域防災計画の修正 東日本大震災を踏まえた災害対策基本法の改正等に伴い、国の防災基本計画が修正されたことや本県におけるH26年2月の大雪に係る対応状況の検証を踏まえ、県地域防災計画を修正した。 ・災害対策本部図上訓練の検証を踏まえ、応急業務マニュアルの見直しを行った。 | 4 | 国の関連法令や防災基本計画の見直し等を踏まえ、県地域防災計画を修正するとともに、各種訓練を通じた検証により、応急業務マニュアルを改善するなど、防災体制を強化するために継続的な取組が必要。 ・県業務継続計画とも密接に関連するため継続的な取組が必要である。 | 4 | 災害発生時に備えた対応マニュアルの整備は重要であり、継続。今後も各種訓練での検証等を踏まえ、適宜内容の見直しを行っていく必要がある。 | | |
| <p>■ 災害が万一発生した時に備え、迅速的確な情報収集・伝達が行える体制・システム及び備蓄物資の整備拡充を図るなど、被害を最小限に抑える取組を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 自然災害や緊急事態発生時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線をはじめ各種防災情報通信施設を適正に管理運用する。 | ①情報通信施設点検 ②電話(防災)利用件数 ③震度計設置環境改善・保全 ④震度計機器更新 ⑤震度計点検、設置環境確認 | H22~H26 点検、部品交換 H22:287千件 H23:291千件 H24:313千件 H25:334千件 H26:337千件 ③震度計設置環境改善・保全 H23 23/59箇所環境改善・保全 ④ 震度計機器更新 H23 29/59箇所更新 ⑤ 震度計点検・設置環境確認 H22~H26 点検・確認 | ① 点検実施、消耗部品交換による安定運用 ② 更なる利用促進 ③ 設置環境の保全 ④⑤ 機器安定運用 | ① 点検実施、消耗部品交換による安定運用 ② 更なる利用促進 ③ 設置環境の保全 ④⑤ 機器安定運用 | ① 点検実施、消耗部品交換による安定運用 ② 更なる利用促進 ③ 設置環境の保全 ④⑤ 機器安定運用 | 188,965 | 205,611 | 154,398 | 防災情報通信施設の運用 気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象警報、地震、各種事故発生時の被害情報収集 防災情報通信施設の機能維持 保守点検(幹線部分1回/年、端末系1回/年)の実施 防災・地震解析研究用として、計測震度計に記録された地震波形データを研究機関に提供 | 4 | 防災情報通信ネットワークシステムは、災害や危機発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備である。 ・通話料のかからない防災行政無線電話を平時に一般行政事務に利用することで、通信訓練・操作習熟とともに全庁的なコスト削減を図っている。 | 4 | 災害等発生時の迅速な情報伝達に不可欠なシステムの運用等にかかる経費であり、継続。 ・防災行政無線については、経費削減を図るため、一層の利用促進を図る必要がある。 | | |
| | | | | | | H24年6月に見直した地震被害想定調査における想定被害を可能な限り軽減するための施策等を体系化した地震防災戦略をH25年3月にとりまとめたが、本戦略の効果的な普及推進を図り、減災目標達成等に向け、県・市町村・県民等が一体となって防災・減災対策に取り組む。 | ・地震被害の軽減 ・地震防災対策の推進 | 減災目標の達成に向け、県民や地域が行うと効果的な取組等を説明 H25:地震防災・減災フォーラムを5県民局で開催 H26:地震防災・減災啓発イベントを県内6カ所で開催 | 地震防災戦略の普及啓発及び推進体制の確立 | 地震防災戦略の普及啓発及び推進 | 地震防災戦略の普及啓発及び推進 | 1,026 | 1,029 | 1,026 | H25年3月に策定した県地震防災戦略のH34年度の減災目標を達成するためには、県民や地域による防災・減災対策(住宅の耐震化・家具の固定、自主防災組織の結成等)が極めて重要であることから、市町村等と連携し、各種イベントにおいて、防災・減災対策への協力を呼びかけた(計6回、延べ約3,700人が来場)。 | 4 | 地震防災戦略の効果的な普及推進を図り、減災目標を達成するためには、引き続き県・市町村・県民・関係機関が一体となって防災・減災対策を推進する必要がある、継続。 | 4 | 地域や県民に具体的な減災対策を周知し、実践してもらうことは重要であり、継続。 | | |
| | | | | | | 火山防災対策のうち浅間山・日光白根山については、隣接県、周辺市町村、関係機関と連携しながら、国の防災基本計画に明記する「火山防災協議会」を結成し、より具体的な火山防災対策を推進する。 | ・県、市町村、関係機関の火山災害対応力の向上 ・具体的、実践的な避難計画の策定 ・大規模噴火に対する避難訓練の実施 | ・浅間山においては、「浅間山火山防災対策連絡会議」において、融雪型火山泥流に対する防災マップの作成、住民説明会の開催、申し合わせ書の作成等を実施するとともに、大規模噴火に対する防災対応の検討を開始。 ・25年8月に浅間山火山防災対策連絡会議から浅間山火山防災協議会へ移行。 ・日光白根山については、26年3月に栃木・群馬両県、及び関係市町村、関係防災機関を構成員とする日光白根山火山防災協議会を設立。 | ・浅間山については「連絡会議」から「火山防災協議会」への移行と融雪型火山泥流に係る避難計画の作成、大規模噴火対策の具体的な検討。 ・日光白根山については、栃木県及び関係3市村等との「火山防災協議会」の新規設立。 | ・浅間山については融雪泥流に係る具体的な避難計画の作成と当該計画に基づいた避難訓練の実施。 ・日光白根山については、防災マップの作成、防災対応に関する申し合わせ書の作成等。 | | | 226 | 566 | 188 | ○浅間山火山防災協議会 具体的で実践的な避難計画の作成に向けた作業に着手しており、コアな部分の検討を継続して実施した。 大規模噴火対策については、富士山の噴火避難計画などを参考に検討を継続し、噴火時の臨時協議会場の選定などを決定し、引き続き検討を実施した。 ○日光白根山火山防災協議会 H27年度の導入を目標に噴火シナリオや噴火警戒レベル導入に向けた検討を継続して実施した。 | 4 | 噴火した場合に大きな災害をもたらす火山防災対策については、国、隣接県及び地元市町村や関係機関と連携した防災対応の検討が必要であり、継続。 | 4 | 浅間山における火山活動の状況などから、火山防災対策の必要性はより一層高まっており、関係機関と連携した取組が不可欠であることから、継続。 | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>2

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-------|------|-------|--|---|---|---|---|---|---------|---------------------------|-----------------------|---|-------------------|--|--------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | 決算額 | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | 評価区分 | 評価区分 | |
| ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 三県防災協定に基づく連携推進 | | 総務部 | 危機管理室 | H24年度に締結した群馬、新潟、埼玉三県防災協定に基づき、平時からの広域連携の取組として、三県共通カリキュラムに基づく住家の被害認定調査研修を実施する。 | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県連携防災体制整備 ・住家の被害認定調査能力の向上による被災者の迅速な生活再建支援 | ・住家の被害認定調査研修を開催 H24: 実地研修1回 H25: 実地研修1回、基礎研修1回 H26: 実地研修1回 | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施 | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施 | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施 | 1,114 | 634 | 687 | 住家の被害認定調査実地研修及び基礎研修を開催した。 参加人数 実地研修: 県 8名、市町村32名参加 基礎研修: 県18名、市町村38名参加 | 4 | 災害時の円滑な調査体制を維持するためには、引き続き、各県・各市町村と連携し、研修会等を通じて、調査員の育成・確保に努めるとともに、県内の広域応援及び三県間(三県防災協定)での広域応援体制の充実を図る必要がある。 | 4 | 被災者が各種支援制度を活用する際などに不可欠な市町村の「罹災証明」の、的確・迅速な発行のため、被害認定を行う調査員の育成は必要であり、継続。 |
| | | | 危機管理・防災対策推進 | | 総務部 | 危機管理室 | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 両期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 | 災害対策本部実施室設置検討 | 災害対策本部実施室整備 国民保護実動訓練実施に向けた準備 | 災害対策本部実施室の設置 国民保護実動訓練の実施 | 14,862 | 14,974 | 10,495 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるかかわからない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 | 4 | 総合防災訓練や図上訓練等を実施し、災害に備えるための経費であり、継続。 |
| | | | 被災者生活再建支援 | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援する。 | 被災者間で不均衡が生じない、公平かつ迅速な支援の実施 | H27: 被災者生活再建支援制度の創設・施行 | - | - | 市町村と連携した被災者生活再建支援制度の創設 | - | 18,000 | 平成27年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 被災者受入れのための民間賃貸住宅等借り上げ | | 総務部 | 危機管理室 | 東日本大震災による県内への避難者に対し、民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として提供。 | - | - | - | - | - | 209,506 | 157,364 | 133,844 | 東日本大震災による被災者からの要請を受けて、災害救助法に基づき、市町村や関係機関等と連携し、避難者に対して応急仮設住宅の供与等を実施した。 | 4 | 東日本大震災に伴う被災者への応急仮設住宅の供与期間については、最長でH29年3月まで延長されており、被災地の復興状況等を踏まえると、今後も継続的な支援が必要である。 | 4 | 東日本大震災に伴う被災地からの避難者に対して、被災者からの要請に基づき住宅を供与するための経費であり、継続。 |
| | | | 防災航空隊運営 | | 総務部 | 消防保安課 | 防災ヘリコプターによる消防防災業務の充実を図り、広域・複雑化する災害や一刻を争う救急・救助に高速かつ機動的に対応する。 | 緊急出動回数 | H22 141件 H23 129件 H24 171件 H25 194件 H26 218件 | 100件超 | 100件超 | 安全確実な運航と整備を継続し緊急出動に備える。 | 179,815 | 247,771 | 192,510 | 緊急運航件数: 218件(火災防備16、救助64、救急108、災害応急対策5、広域応援25) 救急救助搬送人員: 142人 運行回数: 452回 飛行時間: 368時間 ドクターヘリとの連携 ドクターヘリの運用: 10件 ドクターヘリへの傷病者引継: 11件 | 4 | ヘリコプターの機動力を活かした活動は、災害や事故から県民の生命・身体・財産を守る上で必要不可欠なものとなっている。 また、ドクターヘリとの連携により、ドクターヘリのより効果的な活動にも大きく寄与している。 | 4 | 消防・防災や救助活動等に不可欠な防災ヘリの運航に要する経費であり、継続。 |
| | | | 被災対策整備 | | 警察本部 | 警察本部 | 大規模災害の発生に備え、活動拠点となる警察施設や装備品を整備する。 | 警察施設、装備品の整備 | - | 整備の推進 | 整備の推進 | 整備の推進 | 58,874 | 42,800 | 41,086 | ① 装備資機材、備蓄食糧の整備拡充を図った。 ② 前橋東署及び西片貝町庁舎の非常用発電機の更新整備を行った。 | 4 | ① 大規模な災害等が発生した際に警察機能(基盤)を確保するため、計画的に整備してきた。 今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。 ② 非常用発電機については、5カ年計画で進めてきた更新整備がH27年度で終了するが、今後は設備の長寿命化を図るための補修工事や減耗更新など、適切な維持管理に努める必要がある。 | 4 | 装備資機材や備蓄食糧、警察施設の非常用発電機等について、計画的な整備が図られた。 今後も、災害発生時に万全の対応ができるよう、施設、装備資機材、備蓄食糧の適切な維持管理、計画的な整備・更新が必要であるため、継続。 |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>3

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-------|-------|------------------------|-----------|-------------|---|---|--|--|-----------------------------------|-------------------------------|--------------|-----------|---------|---------------------------|--|---|---|--------|----------|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | |
| | | | 災害時多言語情報センター設置運営訓練 | 生活文化スポーツ部 | 人権男女・多文化共生課 | 災害時多言語情報センター設置運営訓練等の事業により、外国人県民及び日本人県民の防災意識を啓発する。 | 訓練箇所数 | H24 1箇所 H25 1箇所 H26 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1051 | 839 | 1,014 | 4 | 災害時に在住外国人に対して正確な情報提供を行う災害時多言語情報センターの設置・運営のための訓練を前橋市で実施(前橋市と共催)。 意識啓発シンポジウム(1回、参加者57名) 災害時外国人通訳ボランティア養成講座(1回、参加者58名) 災害時多言語情報センター設置運営訓練(避難所を想定した訓練)(1回、参加者88名) | 災害時に県災害対策本部が設置され、避難所が開設された場合、県は市町村と協働で災害時多言語情報センターを設置し、外国人に対する適切な情報提供を行うこととなっている。 実際の災害時に備え、通訳ボランティアを養成するとともに、避難所及びセンターが開設された場合を想定し、通訳ボランティアや外国人の参加により市町村と共同で設置運営訓練を実施することは、災害時に外国人に対する適切な支援を行う上で非常に重要である。 今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、効果的な事業実施を図っていく。 | 災害時に外国人避難を円滑に行い、被害を最小限に抑えるため、継続。 | | | | |
| | | | 再生可能エネルギー等導入推進基金事業 | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、自立・分散型エネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することを目的に、再生可能エネルギー等の導入を促進・支援する。 | 防災拠点・避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池等の設置箇所数 ①公共施設(県・市町村) ②民間施設 | ①H25 2箇所 H26 27箇所 ②H25 0箇所 H26 0箇所 | ①2箇所 ②0箇所 | ①42箇所 ②5箇所 | ①12箇所 ②0箇所 | 1,355,805 | 428,344 | 541,461 | 1 | ①公共施設 前年度からの繰越2事業を含む17事業(市町村17事業)が完了した。また、12事業(県6事業、市町村6事業)の設計委託を行った。 ②民間施設 事業の公募を行ったが、応募がなかったため事業を中止した。 | H25年度に造成した「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用して、これまでに、16施設で計296.2kWの太陽光発電設備と、17施設で計350.2kWhの蓄電池を導入。大規模な災害に備えるとともに、年間179.51tの二酸化炭素を削減した。 なお、本事業は「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金条例」に基づき、H27年度末をもって終了する。 | 当該基金の総額は18億円で、平成26年度は、地域の防災拠点17施設に設備を導入し、災害に強く低炭素な地域づくりを推進することができた。 事業期間はH25年度からの3か年となっており、H27年度をもって事業終了の予定。 | | | | |
| | | | 環境放射能水準調査 | 環境森林部 | 環境保全課 | 原子力発電施設等の放射能の影響を正確に評価するために、広範囲の地域において環境放射能測定を実施する。 | ①モニタリングポストによる空間放射線量率の測定 ②降下物・陸水・土壌・食品等の放射能核種分析 | ①H25 783件 H24 118件 H25 128件 H26 123件 | ①通年連続測定 ②サンプル数 ①通年連続測定 ②サンプル数 125件 | ①通年連続測定 ②サンプル数 119件 | ①通年連続測定 ②サンプル数 117件(見込) | 8,850 | 9,212 | 8,222 | 4 | 国と契約した調査項目を完全実施するとともに、結果についてはホームページや「放射線対策現況」等で広く県民に周知した。 | 国からの継続的な環境放射能監視委託調査事業であるため、全て実施しなければならない。 これまでも調査を完遂してきたが、今後も、県民の安全・安心な生活の実現のため、調査事業を継続する必要がある。 | 県民が安全・安心な生活を送れるよう、国の基準に基づく放射能測定は必要であり、継続。 | | | | |
| | | | 放射線対策 | 環境森林部 | 環境保全課 | 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、市町村が実施する除染への協力や除染状況の調査を行う。 | 除染対象市町村の除染の進捗割合 | H23 - H24 64% H25 93% H26 99% | 85% | 100% | 100% | 365 | 199 | 92 | 4 | 正確な空間放射線量を測定するために、測定器(サーベイメータ)の校正を行い、汚染状況重点調査地域指定市町村への貸出しや県有施設の空間線量の測定を行った。 | 県内の除染がほぼ終了したことから、使用実績等を勘案し、最低限必要な台数(1台)のみの校正としている。今後も、指定解除モニタリング等で市町村へ貸出し等を行い、指定解除に向けて支援していく必要がある。 | 全市町村の除染の完了にむけ、協力・調査を継続。 | | | | |
| | | | 放射性物質汚染対処特別措置法遵守状況監視 | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。 | 立入検査数 | H24 25施設 H25 25施設 H26 25施設 | 25施設 | 25施設 | 25施設 | 640 | 648 | 278 | 4 | 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく特定一般廃棄物処理施設である焼却施設及び最終処分場から排出される排出ガスや排水の放射能濃度の基準の適合状況を立入検査等により監視した。対象全25施設が基準に適合していた。 | 焼却施設から排出される焼却灰等の放射能濃度は下がり続けているものの、排出ガスや最終処分場放流水の放射能濃度は、施設の適正管理により基準以下に保たれることから、引き続き施設の管理状況の監視を行うことが重要である。 | 基準の遵守状況を確認するため、立入検査等は継続。 | | | | |
| | | 再掲 | 災害医療対策 | 健康福祉部 | 医務課 | 東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。 | 群馬DMAT隊員登録数 | H22: 110人 H23: 135人 H24: 152人 H25: 213人 H26: 249人 | 計150人 | 計160人 | 計160人 | 2,586,468 | 1,362,359 | 800 | 4 | 災害医療コーディネーター等の設置、災害医療研修、DMAT関東ブロック訓練の実施等により災害医療体制の向上を図った。 | 災害医療サブコーディネーター、地域災害医療サブコーディネーターの設置により、災害医療コーディネーター機能の強化が図られた。今後は、研修の実施等によりコーディネーターの資質向上、関係機関の連携を確保していく必要がある。 | 災害発生時にも確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。 | | | | |
| <p>■ 近隣都県との防災ヘリの相互応援協定の締結などをはじめとし、民間事業者や団体等との連携強化を図ります。</p> <p>■ 関係団体と協力し、災害時等に必要となる医薬品の備蓄を行います。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 災害用医薬品備蓄等 | 健康福祉部 | 薬務課 | 県地域防災計画に基づく医薬品及び医療機器等の備蓄を県医薬品卸協同組合と県医療機器販売業協会へ委託する。 | 備蓄品目数 | 医薬品 H22 80品目 H23 86品目 H24 86品目 H25 97品目 H26 97品目 医療機器等 38品目 38品目 38品目 38品目 38品目 | 医薬品等の流通備蓄委託と併せて、他の関係団体等と災害時の協定締結を図る | 医薬品等の流通備蓄委託と併せて、災害時に従事する薬剤師の研修を行う | 国、県の防災計画等の改訂にあわせて適宜見直し | 2107 | 2138 | 2,086 | 3 | 契約に基づく医薬品等の流通備蓄、防災訓練、備蓄医薬品等の点検を行い、災害時に備えた危機管理に努めた。 また、災害時に従事する薬剤師の研修を行い、人材育成に努めた。 | 災害の発生確率は年々大きくなっていくことから、医薬品等供給体制及び流通備蓄医薬品等の品目、数量について、定期的に見直しを実施することが必要。 また、災害時の供給体制の確保を図るため、災害時衛星電話の整備が必要であることから、拡充。 | 災害時の医薬品等の確保に要する経費であり継続。 なお、供給体制については、医療・福祉を含めた総合的な災害時の連絡体制を検討した上で、H28当初予算で検討。 | | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>4

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-------|------|---|--|--|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|--|---------|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|----------|--|----------|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | |
| (2)新型インフルエンザ対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 強毒性の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を進めるとともに、県民一人ひとりの感染予防の取組や家庭、事業所等における事前準備を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 高病原性の新型インフルエンザ等の発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。 | 施設・設備整備補助医療機関数 ①入院協力医療機関数 ②外来協力医療機関数 | ①入院 : 53 H23 : 57 H24 : 61 H25 : 61 H26 : 61 ②外来 : 71 H23 : 77 H24 : 91 H25 : 100 H26 : 114 | ①入院 : 68 ②外来 : 141 | ①入院 : 61 ②外来 : 114 | ①入院 : 61 ②外来 : 128 | 113,821 | 48,960 | 99,327 | 医療機関に対してHEPAフィルター付きパーテーションや個人防護具等の購入経費を補助した。 抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ)の追加備蓄を行った。 新型インフルエンザ等の発生に対応するため、医療訓練を県内3か所で行った。 新型インフルエンザ等の発生に備え、振興局を中心とした現地対策本部連絡調整会議を開催し、連携体制の構築を図った。 | 4 | 発生した場合、世界的大流行が危惧される、高病原性新型インフルエンザ等に対応できる体制をさらに整えるため、今後も医療機関の機能強化、県民の予防意識の醸成等、事前の対策を強化する。 | 4 | 新型インフルエンザの発生に備えるための施設整備等に要する経費であり継続。 | | | |
| (3)家畜伝染病対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予防を行うとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止措置を図る。 | 家畜伝染病の発生頭数 | H22:23頭 H23:32頭 H24:11頭 H25:6頭 H26:4頭 | 23頭 | 22頭 | 21頭 | 127,898 | 134,428 | 117,242 | 家畜伝染病予防法に基づき、118,196頭について家畜伝染病の検査を実施し、ヨネネ病の患者4頭を摘発した。発生農場では、患畜の処分と消毒の徹底とともに立入検査を実施して、まん延防止を図った。 | 4 | 法令に基づく事業であり、家畜の伝染性疾患の発生予防、発生予防とともに、速やかなまん延防止を図るために、引き続き事業実施が必要である。 | 4 | 法に基づく必要不可欠な監視・検査・処分業務などであり、畜産経営の安定と県民の食の安全・安心確保のため継続。 | | | |
| | | | | | | 家畜衛生に関する基礎的情報の収集、生産性を阻害する疾病や有害要因等の調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して衛生指導を実施する。 | 家畜の衛生検査頭羽数 | H22:62,454検体 H23:72,788検体 H24:63,541検体 H25:72,570検体 H26:60,223検体 | 64,000検体 | 64,000検体 | 63,000検体 | 12,761 | 12,570 | 11,114 | 飼養衛生管理基準の遵守を指導し、特定家畜伝染病防疫指針の周知を図った。また、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫演習を実施した。さらに、家畜疾病の検査効率向上のため検査機器を整備した。 | 4 | 家畜衛生対策は、安定した畜産経営の基本となり、生産段階における食の安全・安心を確保するうえでも重要であることから、生産者や関係機関に対する指導や検査機器の整備は、今後も必要である。 | 4 | 衛生管理は、安定的な畜産経営の基盤である。各農家の日々の取り組みはもとより、関係機関による指導や検査体制を維持していく必要があるため、継続。 | | | |
| | | | | | | 獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与する。 | 産業動物獣医師修学資金貸与者数 | H22:5人 H23:9人 H24:12人 H25:15人 H26:14人 | 15人 | 18人 | 29人 | 13,141 | 13,141 | 10,252 | H22年度1名、23年度4名、24年度3名、25年度4名、26年度2名、合計14名に対して産業動物獣医師修学資金を貸与した。H26年4月現在、4名が産業動物獣医師として従事(県職員2名を含む)している。 | 4 | H26年度までの貸与者23名(途中辞退者4名、資格未取得者1名を含む)のうち4名が、本県で産業動物獣医師として従事している。今後さらに不足が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。 | 4 | 産業動物獣医師の確保は、本県の畜産振興を図る上で重要であることから、継続。 | | | |
| | | | | | | 大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助 | 災害拠点病院のうちヘリポート整備病院数 (整備病院数/災害拠点病院数) | H22:2/13 H23:2/15 H24:4/17 H25:4/17 H26:4/17 | 5/17 | 5/17 | 7/17 | 10,000 | 272,052 | 14,000 | 前橋赤十字病院のNBC災害テロ対策設備整備の補助を行うとともに、二次救急医療機関の耐震診断費用の補助を行うことにより、災害時の医療体制の整備を図った。 | 4 | 災害拠点病院の耐震化については概ね完了したが、二次救急医療機関の耐震化を図っていく必要がある。 | 4 | 災害拠点病院の機能を維持するための施設・設備整備費に対する補助であり継続。 | | | |
| (4)テロ対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 武力攻撃やテロに伴う災害に対処する体制整備に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 二期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 災害対策本部実施室設置検討 災害対策本部実施室の設置 国民保護実動訓練の実施に向けた準備 | 14,862 | 14,974 | 10,495 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 | 4 | 総合防災訓練や図上訓練等を実施し、災害に備えるための経費であり、継続。 | | | | | | |
| ■ テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進する。 | テロの未然防止 | H22:テロの発生なし H23:テロの発生なし H24:テロの発生なし H25:テロの発生なし H26:テロの発生なし | テロの未然防止 | 諸対策の推進 | 諸対策の推進 | 部局予算対応 | 部局予算対応 | 41,086の一部 | 関係機関との共同実動訓練の実施 広域緊急援助隊合同訓練の実施 重要施設に対する警戒警備の実施 | 4 | テロの未然防止を図るため、各種情報収集及び捜査を徹底するとともに、公共交通機関やライフラインなど重要施設に対する警戒警備等の諸対策を推進する必要がある。 | 4 | テロの未然防止を図るため、引き続き、情報収集・捜査の徹底、警戒警備等を実施していく必要があるため、継続。 | | | |
| 1 危機管理体制の整備 小計 | | | | | | | | | | | | 2,988,613 | | | | | | | | | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-----------|------|-----|---------------------------|-------------|---------------------------------|---|--------------------------|---|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|------------|--|-----------------------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | | 評価 区分 | 部局評価 | 財政課評価 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の 考え方 | 評価の 考え方 | | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | | |
| <p>2 犯罪・交通事故の防止</p> <p>(1)犯罪対策</p> <p>■ 犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 犯罪抑止総合対策 | 警察本部 | 警察本部 | 県・市町村、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、地域住民が不安を感じている犯罪を重点とした犯罪抑止活動を行うとともに検挙に向けた諸対策を推進する。 | 刑法犯認知件数 | H22:22,211 H23:20,981 H24:20,330 H25:18,820 H26:17,782 | 減少 | 減少 | 減少 | 20,281 | 51,581 | 17,400 | H17年以降10年連続で、刑法犯認知件数を減少させることができた。 | 4 | 刑法犯認知件数を毎年減少させることができたが、安全・安心を誇れる群馬県を実現するため、犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を継続して実施していく必要がある。 | 4 | 刑法犯認知件数の減少など、取組の成果が認められる。今後も、県・市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等との連携・協働のもと、県民の安全な暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。 |
| | | | | | | | 事件、事故等に対する即応体制の確保 | 警察本部 | 警察本部 | 110番通報に対し、通信指令による一元的な指揮の下に、迅速な緊急配備等の発令及びパトカーを始めとした警察機動力やヘリコプターの航空警察力を集中運用することにより、事件・事故への確に対応する。 | ①110番受理件数 ②ヘリコプター飛行回数 | ①110番受理件数 H22:143,090 H23:148,788 H24:148,005 H25:150,841 H26:152,215 ②ヘリコプター飛行回数 H22:384 H23:396 H24:376 H25:395 H26:371 | 即応体制の確保 | 即応体制の確保 | 即応体制の確保 | 366,099 | 436,755 | 364,807 | ① 110番通信指令システムを活用し、パトカーや警察官、ヘリコプターを現場に急行させ、事件・事故に即応した。 ② ヘリコプターが現場のパトカーや警察官と連携して、現場の状況を集約・共有し、迅速・的確な被疑者の検挙や人命救助等の初動警察活動を推進した。 | 4 | 110番通信指令システムやヘリコプターの整備等を推進してきたが、引き続き、事件・事故への迅速・的確な対応を徹底するため、即応体制の確保を推進していく必要がある。 | 4 | 引き続き、県民の安全な暮らしの実現に向けた体制を確保する必要があるため、継続。 システムやヘリコプター等の適切な維持管理が求められる。 |
| | | | | 新規 | | | 高崎北警察署(仮称)新設整備 | 警察本部 | 警察本部 | 警察署再編整備計画に基づき、高崎警察署を分割し、高崎北警察署(仮称)を新設する。 | 新設整備 | | | | | | 7,616 | | | | | 平成27年度新規事業のため、事業評価対象外 | |
| | | | | | | | 警察施設基盤整備 | 警察本部 | 警察本部 | 老朽、狭隘、劣悪環境にある交番・駐在所の移転新築 | 交番、駐在所の新築整備 | H25:二之宮駐在所完成 H26:新前橋交番完成 川原湯駐在所設計 | 二之宮駐在所の新築整備に係る地質調査、用地造成、用地賃借、設計、工事 | 新前橋交番の新築整備に係る地質調査、用地造成、用地賃借、設計、工事 | 川原湯駐在所の新築整備 | 42,000 | 39,800 | 52,041 | 前橋警察署新前橋交番を移転・新築整備し、長野原警察署川原湯駐在所新築設計業務を行った。 | 4 | 地域の安全・安心の確保及び県民等、来所者への行政サービスを図るためには、事業を継続していく必要がある。 | 4 | 警察活動の基盤となる警察施設の整備に要する経費であるため、継続。 多くの施設が老朽化していることから、計画的に老朽化対応を実施していく必要がある。 |
| <p>■ 県民生活に大きな脅威を与えている重要犯罪や重要窃盗犯の徹底した検挙を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 広域・科学捜査 (重要犯罪・重要窃盗犯検挙) | 警察本部 | 警察本部 | 重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ)や重要窃盗犯(侵入盗、自動車盗、ひったくり及びびすり)の徹底的な検挙を図る。 | ①重要犯罪検挙率 ②重要窃盗犯検挙率 | ①重要犯罪検挙率 H22:85.0%(全国62.4%) H23:87.5%(全国63.4%) H24:90.1%(全国65.1%) H25:83.0%(全国63.4%) H26:92.4%(全国68.2%) ②重要窃盗犯検挙率 H22:70.3%(全国47.7%) H23:67.5%(全国48.0%) H24:63.4%(全国49.8%) H25:69.0%(全国47.5%) H26:69.2%(全国51.5%) | 更なる推進 | 更なる推進 | 更なる推進 | 479,896 | 292,882 | 512,210 | 県民生活の安全と平穏を確保するため、重要犯罪、重要窃盗犯検挙を重点とし、組織を挙げて諸対策を推進した結果、H26年は ・重要犯罪検挙率92.4% ・重要窃盗犯検挙率69.2% と、重要犯罪検挙率は前年比で増加し、全国平均を大きく上回っている。 また、重要窃盗犯検挙率は、前年比で増加し、全国平均を大きく上回るとともに過去10年間でH22年に次ぐ高率を記録した。 | 4 | 犯罪の予防や検挙に必要不可欠な事業で、成果を挙げているが引き続き、県民が真に安全・安心を実感するためには、更なる諸対策を推進していく必要がある。 | 4 | 重要犯罪検挙率、重要窃盗犯検挙率ともに全国平均を大きく上回る成果をあげている。引き続き、県民生活の安全を確保するために必要な経費であるため、継続。 |

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | |
|--|-------|-------|------------------------|-------|------|-----|--------|-------------|---------------------------------|---------------|--------------|--------------|-----|---------|---------------------------|-------------------|--|--|---------------------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | | H26 決算 (千円) | 部局評価 | 財政課評価 | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価 区分 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | |
| <p>■ 深刻化する振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪や暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>① 特殊詐欺の認知状況については、H24年から増加に転じ、特にオレオレ詐欺を含む振り込め詐欺の認知件数は大幅に増加しており、引き続き振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺に対する取締りの強化が必要である。</p> <p>② 暴力団による一般企業に対する拳銃発砲事件や拳銃使用による殺人事件を検挙・解決してきたが、依然として銃器が平穩な市民生活に大きな脅威となっている。引き続き、銃器事件根絶に向けた暴力団等からの拳銃の押収等の取組を継続・強化する必要がある。あわせて暴力団を排除しようとする者や関係を遮断しようとする者の安全確保に向けた保護対策の強化が必要である。</p> <p>③ 薬物事犯は覚醒剤事犯を中心に、依然として高止まりの状態である。また、危険ドラッグについても、店舗型からインターネット等を介しての密売型に移行している状態であり、末端乱用者の検挙と突き上げ捜査による密売組織の壊滅が必要である。</p> <p>④ 来日外国人犯罪組織の実態解明と事件化を図るとともに、関係機関と連携し、各種犯罪の温床となっているヤードの解体撤去を継続する必要がある。</p> | <p>特殊詐欺や組織犯罪、来日外国人犯罪等から県民を守り、安全な暮らしを実現するために必要な経費であるため、継続。</p> <p>特に、特殊詐欺については近年認知件数が増加を続けており、県・市町村・事業者・各種団体が一体となって被害防止に向けた諸対策を強化していく必要がある。</p> | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>県内需要の高い2カ国語について、現地の人と接することで、様々な表現方法や発音を学ぶことができた。また、現地で生活から、その国の風俗、習慣等を体感できた。海外語学研修を推進してきたが、引き続き、国際人材育成事業については、推進していく必要がある。</p> | <p>犯罪のグローバル化に対応するための人材育成を進める必要があり、継続。これまで、ブラジル・ベトナムの2カ国への派遣を実施しているが、その成果をしっかりと検証し、今後の人材育成施策に活かしていく必要がある。</p> | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>警察と連携の上、危険ドラッグ販売店の立入調査及び買上検査を実施した結果、H26年11月をもって、最大時7店舗あった県内の販売店はゼロとなった。今後は、H27年3月に制定した条例に基づき、危険ドラッグを始めたとする薬物の乱用防止の啓発を県民運動として強力に推進するとともに、取締りに関しては引き続き、警察と連携の上、対応を図っていく必要がある。</p> | <p>指定薬物の取り締まりや危険ドラッグの危険性についての啓発に要する経費であり継続。</p> | |
| <p>■ 防犯出前講座や防犯イベントを開催するなど、県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>防犯出前講座(93回)、防犯展示(8回)の実施、県民防犯の日啓発事業の実施(18箇所)、振り込め詐欺被害防止マニュアル配布(約60,000人)、緊急雇用創出基金事業による防犯キャンペーン隊啓発(69回)。</p> | <p>刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、振り込め詐欺が急増しているため、引き続き、警察、市町村、地域住民等と協力して防犯意識の普及啓発を図ることが必要である。</p> | <p>県民の自主防犯意識向上のため、継続。</p> |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>7

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-----------|------------|--|---|---|--|---------------|--------------|--------------|---|---|---|--|--|--|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | 評価区分 | 評価区分 |
| <p>■ 子どもの危険回避能力を高め、子どもの安全を確保するとともに、規範意識の醸成など少年の非行防止に努めます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 少年非行防止対策 | 警察本部 | 警察本部 | 少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。 | 不良行為少年補導人員 | H22:21,546人 H23:22,166人 H24:20,354人 H25:17,639人 H26:12,820人 | 不良行為少年の減少 | 不良行為少年の減少 | 不良行為少年の減少 | 6,274 | 7,701 | 5,460 | 4 | <p>① 少年の健全育成を目的にぐんま武道館において群馬県少年柔道剣道大会を開催した。</p> <p>② 少年の規範意識の醸成、健全育成を図るため、地域社会が一体となった居場所づくり活動、ボランティアと連携した県下一斉補導活動、非行防止・福祉にかかる少年活動、及び非行防止・薬物乱用防止教室による啓蒙活動を実施した。</p> <p>③ 少年の使用する携帯電話のフィルタリング100%普及を目指した広報啓発活動を推進した。</p> | <p>H26年度に成果目標は達成したが、少年の健全育成と非行を防止するためには不可欠な事業であり、今後も事業を継続して実施していく必要がある。</p> <p>今後も学校その他関係機関との連携を確保し、少年の規範意識の向上及び地域社会との絆の強化を図るために、非行少年を生まない社会づくりを継続する必要がある。</p> | <p>引き続き、学校や関係機関・団体等と連携のもと、少年の非行防止・健全育成に向けた取組を推進する必要があるため、継続。</p> | |
| | | | 子ども・女性の安全確保対策 | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | 子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。 | <p>県内不審者情報認知件数</p> <p>①子ども(18歳以下の男女)</p> <p>②若い女性(19歳以上)</p> <p>※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる</p> <p>① H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件 H26 677件</p> <p>② H22 240件 H23 355件 H24 344件 H25 318件 H26 223件(暦年)</p> | <p>対前年比で減少</p> <p>対前年比で減少</p> <p>対前年比で減少</p> | 4,481 | 4,399 | 3,873 | 4 | <p>子ども向け防犯出前講座(183回)、女性向け防犯出前講座(16回)、地域安全マップづくり指導者研修(1回)、地域安全マップ作成支援(17回)</p> | <p>子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。</p> | <p>子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。</p> | | | | |
| <p>■ 女性を犯罪被害やDV被害から守るとともに、女性に対する暴力の根絶を目指します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | DV被害者支援等事業 | 生活文化スポーツ部 | 人権男女多文化共生課 | DV防止啓発に関するリーフレットの作成、講演会、研修会等の実施により、一般県民、若年者層に対して正しい知識の周知を図るとともに、被害者支援団体に対し補助を行う。被害者の状況に応じた適切な支援を実施するため、シェルター設置や同行支援を行う民間団体との連携による保護環境の整備及び、被害者の自立に向けた中長期的な支援を充実する。 | <p>①DV防止啓発講師派遣回数</p> <p>※H24までは学校数</p> <p>②配偶者暴力相談支援センター設置数</p> <p>① H22 - H23 9校 H24 11校 H25 11回 H26 10回</p> <p>② H22 2カ所 H23 1カ所 H24 1カ所 H25 1カ所 H26 2カ所</p> | <p>①10回</p> <p>②4カ所(市町村支援策の検討、市町村への設置の働きかけ)</p> <p>①20回</p> <p>②4カ所</p> <p>①40回</p> <p>②4カ所</p> | 3,850 | 7,002 | 1,891 | 4 | <p>DV啓発冊子、DV相談窓口カード、若年者向け啓発リーフレットを作成し、市町村、県有施設、高校、大学等に配布。DV被害者を支援する民間団体(3団体)へ、シェルター経費等の補助を実施。DV被害者の自立をコーディネートする支援体制の構築について、民間団体へ委託。</p> <p>高校・大学等へのDV防止啓発講師の派遣(10回)</p> <p>市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた研修会等開催</p> | <p>高校・大学等への講師派遣や啓発資料を通じた予防教育は、DV防止に効果がある。また、被害者の自立のため、民間団体と連携し就労支援等を行うことができた。</p> <p>「第3次DV対策推進計画(第3次)」に基づき、次のとおり重点施策へ取り組む。</p> <p>デートDV講座の実施等により、高校生、大学生などの若年者に対する予防啓発を図るほか、相談窓口カード等を用いた一般県民への効果的な広報を実施する。</p> <p>市町村における配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、身近な相談体制の充実を図る。</p> <p>DV被害者が、シェルター等を退所後に地域生活の中で自立して生活できるよう、民間団体と連携した支援体制の構築を図る。</p> | <p>DV被害を 방지、被害者を支援するため、継続。</p> <p>被害者により身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。</p> | | | | |
| | | | 女性保護事業推進 | 生活文化スポーツ部 | 人権男女多文化共生課 | DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。 | <p>①女性相談件数</p> <p>②一時保護所入所者数(延べ人数)</p> <p>① H22 5,599件 H23 5,919件 H24 5,270件 H25 4,298件 H26 4,287件</p> <p>② H22 1,361人 H23 987人 H24 860人 H25 973人 H26 843人</p> | 適切な支援 | 適切な支援 | 適切な支援 | 61,222 | 62,178 | 59,020 | 4 | <p>女性相談件数4,287件(対前年比99.7%)のうち、DV相談件数1,841件(対前年比95.4%)</p> <p>一時保護所入所要保護女子延べ人数390人(対前年比69.0%)、同伴児延べ人数453人(対前年比111.0%)</p> <p>三山寮入所要保護女子延べ人数415人(対前年比66.0%)、同伴児延べ人数500人(対前年比120.4%)</p> | <p>DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠であるため、今後、連携を強化する取り組みを推進していく。</p> <p>また、被害女性の自立のためには、経済的自立に向けた中長期的な支援や心のケアの充実が求められており、女性相談所・三山寮における就業に関する支援の強化を図る。</p> | <p>DV被害を防止、被害者を支援するため、継続。</p> <p>被害者により身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。</p> | | |
| | | | 子ども・女性の安全確保対策 | 再掲 | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | 子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。 | <p>県内不審者情報認知件数</p> <p>①子ども(18歳以下の男女)</p> <p>②若い女性(19歳以上)</p> <p>※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる</p> <p>① H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件 H26 677件</p> <p>② H22 240件 H23 355件 H24 344件 H25 318件 H26 223件(暦年)</p> | <p>対前年比で減少</p> <p>対前年比で減少</p> <p>対前年比で減少</p> | 4,481 | 4,399 | 3,873 | 4 | <p>子ども向け防犯出前講座(183回)、女性向け防犯出前講座(16回)、地域安全マップづくり指導者研修(1回)、地域安全マップ作成支援(17回)</p> | <p>子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。</p> | <p>子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。</p> | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>8

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|---|-------|-------|---------------------------|-------|-----------|-------------|---|--|--|---|---|---|-----------|---------------------------|-----------|---------|--|-------|---|------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | H26当初(千円) | H27当初(千円) | | H26決算(千円) | 評価区分 | 評価の考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | 評価区分 | 評価の考え方 |
| ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 犯罪抑止総合対策 (子ども・女性の安全対策) | | 警察本部 | 警察本部 | 先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、子ども・女性の安全を確保する。 | ①声かけ事案等情報認知件数 ②上州くん安全安心メールの登録件数 | ①H22:子ども699件 女性240件 ①H23:子ども753件 女性355件 ①H24:子ども827件 女性344件 ①H25:子ども823件 女性318件 ①H26:子ども677件 女性223件 ②H22:20,772件(累計) ②H23:25,182件(累計) ②H24:29,282件(累計) ②H25:30,364件(累計) ②H26:33,914件(累計) | 重大事案の未然防止 | 重大事案の未然防止 | 重大事案の未然防止 | 20,281の一部 | 51,581の一部 | 17,400の一部 | 4 | 声かけ事案等の前兆事案に対し、情報収集と分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導・警告等を実施。 ・指導・警告122件 ・検挙139件(迷惑行為防止条例違反、軽犯罪法違反、公然わいせつ等) | 4 | 声かけ事案等の情報収集に努めるとともに、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、重大事案の未然防止対策を推進してきたが、引き続き、子どもと女性の安全を確保するために継続していく必要がある。 | 4 | 子ども・女性を犯罪から守り、安全な暮らしを確保するために必要な取組であり、継続。 |
| <p>■ 犯罪の被害者とその家族が、平穏な生活が送れるよう支援を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 犯罪被害者等支援 | | 生活文化スポーツ部 | 人権男女・多文化共生課 | ・犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、相談員設置や各種啓発事業を委託する。 ・第2次群馬県犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等の支援に関する取組の方向性を示し、総合的かつ計画的に各種支援施策に取組む。 ・犯罪被害者と家族が平穏な生活が送れるよう支援を推進する。 | ①犯罪被害者等相談受理件数 ②ボランティア養成講座受講人数 | ①H22:614件 H23:578件 H24:784件 H25:942件 H26:1,172件 ②H22:20人 H23:18人 H24:10人 H25:10人 H26:6人 | ①適切な相談支援 ②20人 | ①適切な相談支援 ②20人 | ①適切な相談支援 ②20人 | 6,176 | 6,011 | 5,527 | 4 | 犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し相談員設置や各種啓発事業を委託。 第2次群馬県犯罪被害者等基本計画を推進した。 | 4 | 犯罪被害者等支援は、その権利利益を保護し安心な暮らしを担保するものであり、重要性は高い。 行政や警察による支援だけでは対応は難しく、柔軟できめ細かな対応が可能な民間団体は不可欠な存在である。 | 4 | 犯罪被害者支援のための相談窓口業務を引き続き実施することは必要のため、継続。 |
| | | | 犯罪被害者等支援 | | 警察本部 | 警察本部 | ・犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、相談員設置や各種啓発事業を委託する。 ・第2次群馬県犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等の支援に関する取組の方向性を示し、総合的かつ計画的に各種支援施策に取組む。 ・犯罪被害者と家族が平穏な生活が送れるよう支援を推進する。 | ①被害者支援活動に対する理解と協力を得る活動実施数 ②犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減実施数 ③保護対策用機材の使用回数 | ①H22:733回 H23:704回 H24:644回 H25:872回 H26:750回 ②H22:67件 H23:65件 H24:83件 H25:72件 H26:88件 ③H22:51件 H23:37件 H24:54件 H25:51件 H26:37件 | ①引き続き各支援制度や被害者等の現状等を県民に周知し、犯罪被害者への理解と支援への協力を求める。 ②更なる経済的負担の軽減を目指す。 ③再被害防止対策を推進し、安心して生活ができるよう支援する。 | ①引き続き各支援制度や被害者等の現状等を県民に周知し、犯罪被害者への理解と支援への協力を求める。 ②更なる経済的負担の軽減を目指す。 ③再被害防止対策を推進し、安心して生活ができるよう支援する。 | ①引き続き各支援制度や被害者等の現状等を県民に周知し、犯罪被害者への理解と支援への協力を求める。 ②更なる経済的負担の軽減を目指す。 ③再被害防止対策を推進し、安心して生活ができるよう支援する。 | 7,366 | 7,610 | 6,486 | 4 | ① 中高生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催し、被害者遺族等による講演を通じて、命の大切さや被害者の心情を学ぶことにより、規範意識の醸成を図った。 ② 大学生を対象に被害者遺族による講演会を開催し、被害者支援に対する理解と協力を呼びかけるとともに、被害者支援に係る社会参加活動への参加促進を図った。 ③ 各種会合等の機会に犯罪被害者遺族講演会を開催し、被害者等に対する支援意識の醸成を図った。 ④ 警察が行う被害者支援制度や相談窓口の周知を図るため、各種イベント会場等において広報活動を推進した。 ⑤ 公費支出制度を活用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図った。 ⑥ 再被害のおそれのある犯罪被害者等に対し、保護対策を推進した。 | 4 | 様々な施策を推進したが、引き続き、犯罪被害者等の支援を行うために不可欠な事業であるため、今後も継続する必要がある。 | 4 | 犯罪被害者の支援及び被害者支援への理解促進等の取組が進められている。引き続き、被害者支援に係る諸対策を進めていく必要があることから、継続。 |
| | | | 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営 | | 生活文化スポーツ部 | 人権男女・多文化共生課 | 性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、H27年度の「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」設置を目指し、必要な体制整備や啓発を実施 | 性犯罪被害者相談受理件数 | | 適切な相談支援 | 適切な相談支援 | 適切な相談支援 | 600 | 20,207 | 320 | 4 | H27年度の「群馬県性暴力被害者サポートセンター」開設に向けて、関係機関との調整会議の実施、産婦人科や養護教諭、相談支援員等を対象とした研修や講習会の実施、関係者向けマニュアルの作成等を行った。 | 4 | 性暴力の被害者を総合的に支援するためのサポートセンターをH27年度に開設し、潜在化している性暴力被害者への支援を開始した。 今後は、開設後の課題を整理しセンターの機能充実を検討していく。 | 4 | 性暴力の被害者の潜在化を防ぐため、支援を行うことは必要であり、継続。 |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|---------|-------|---|-----------------------|--|---------------------------------|---------------|----------------|--------------|-----------|---------------------------|---|-------------------|--|--------|---|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | 決算額 | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | |
| (2)交通事故防止対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 自治体、関係機関・団体等の連携を密にした効果的な交通安全活動の推進や段階的かつ体系的な交通安全教育の実施及び交通指導取締りの強化などにより、交通ルールの遵守やマナーの向上を図るとともに、安全運転への意識向上を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 県土整備部 | 交通政策課 | 四季の交通安全運動や子供から高齢者の事故防止対策を関係機関等と連携を図りながら推進する。 | 交通事故死者数の減少 | H23 : 97人 H24 : 106人 H25 : 73人 H26 : 67人 | - | - | 75人 (H27年末) | 5,033 | 5,389 | 4,732 | H26交通安全実施計画に基づき、四季の交通安全運動等の活動を通じて、交通安全の啓発活動を行った。 高齢者の交通事故防止対策として、「高齢者交通安全協力者養成講習会」や「高齢者しあわせドライブ(無事故・無違反コンテスト)」を実施し、高齢者の交通事故防止に努めた。 高校生の交通事故防止対策として、「スタントマンによる自転車安全教室」を3校実施し、高校生の交通事故防止に努めた。 | 4 | 交通事故発生件数及び負傷者数は10年連続して減少し、死者数は統計史上最少の67人となった。このうち、高齢死者数が42人と5割を超えており、引き続き高齢者の交通事故防止対策が必要である。 高校生の自転車事故の割合が高いことから、引き続き自転車安全教室等、高校生の交通事故防止対策が必要である。 | 4 | 警察本部や交通安全協会などと連携して交通安全意識を高めていく必要があるため継続。 「スタントマンによる自転車安全教室」については、その費用対効果等を踏まえた、実施方法の検証が必要。 | |
| | | | | 県土整備部 | 交通政策課 | 交通事故被害者の不安を解消するために、交通事故相談所の運営を図る。 | 交通事故発生件数の減少に伴う相談件数の減少 | H23 : 421件 H24 : 678件 H25 : 696件 H26 : 621件 | - | - | - | 4,381 | 4,431 | 4,370 | 交通事故による賠償問題や保険等について、相談員2名が電話や面接による相談に応じた。 相談件数については、H25年度696件→H26年度621件と減少した。 交通遺児支援制度一覧を作成し、関係機関に配布するとともに、県のホームページに掲載し情報提供に努めた。 | 4 | 交通事故発生件数の減少とともに、相談件数も減少傾向にあるが、交通事故により悩み困っている県民の不安を解消するため、交通事故相談所の活動を支援する必要がある。 相談所の周知を図り、引き続き県民サービスの向上に努める必要がある。 | 4 | 交通事故相談所の運営により、相談者の不安を解消していく必要があるため継続。 | |
| | | | | 警察本部 | 警察本部 | 自治体等と連携した効果的な交通安全活動、段階的かつ体系的な交通安全教育、交通事故発生突発に即した交通指導取締り等を実施するとともに、H26年12月22日に公布・施行された群馬県交通安全条例に基づいた各種対策を推進し、県民一人一人の交通安全意識啓発を図る。 | 交通事故死者数 | H22 : 94人 H23 : 97人 H24 : 106人 H25 : 73人 H26 : 67人 | 前年対比減少 | 前年対比減少 | 前年対比減少 | 55,242 | 55,611 | 49,414 | ① 各季の交通安全運動の推進 ② 関係機関・団体と連携した各種交通安全対策の実施 ③ 小中高校生への安全教育 1,391回、254,759人 ④ 交通安全学習館を利用した交通安全教室10,500人 ⑤ 運転適性検査車等による出前式交通安全教育 229回、4,140人 ⑥ 交通指導取締りの推進 | 4 | H26年に成果目標は達成したが、引き続き、交通事故分析に基づく緻密で効果的な交通安全対策及び交通指導取締りを実施し、交通死亡事故を抑制していく必要がある。 | 4 | 人身事故発生件数・負傷者数・死者数等に一定の成果が認められる。今後、交通安全教育や安全な道路環境の確保等の取組は必要であることから、継続。 | |
| | | | 新規 | 教育委員会 | 健康体育課 | 児童生徒等が関わる交通事故を減少させ、生涯にわたって安全な生活を送れる知識や態度の育成を目指し、関係機関の連携を強化するとともに、喫緊の課題である中学生の交通安全意識を向上させるための取組を行う。 | 児童生徒等の自転車事故発生人数 | H22 : 1,154人 H23 : 1,247人 H24 : 1,233人 H25 : 1,277人 H26 : 1,352人 | 1,277人 | 1,200人 | 1,100人 | | | 1,055 | 平成27年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| ■ 高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 警察本部 | 警察本部 | 高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。 | 高齢者交通事故死者数 | H22 : 50人 H23 : 48人 H24 : 54人 H25 : 42人 H26 : 42人 | 前年対比減少 | 前年対比減少 | 前年対比減少 | 55,242の一部 | 55,611の一部 | 49,414の一部 | ① 高齢者に対する交通安全教室 502回、24,022人 ② 75歳以上の高齢者を重点とした高齢者宅訪問指導の実施 H26年2月～H26年12月 : 31,928人 ③ 電車利用の高齢者に対する電車内での交通安全教育の実施 ④ 上州びかっと運動の推進 | 4 | 高齢者の関係する交通事故は年々増加傾向にあることから、高齢者に対する交通安全教育や交通安全対策を効果的に実施してきたが、引き続き、高齢者の関係する交通事故を防止するため、諸対策を推進していく必要がある。 | 4 | 交通事故発生件数・死者数に占める高齢者の割合が増加傾向にあることから、高齢者に対する交通安全対策を進める必要があることから、継続。 | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8> 10

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | |
|--|-------|-------|------------------------|-----------|----------------|---|--|--|---------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|-----------|---------------------------|-------------------|---|--------------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | H26 当初 (千円) | | | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | | | | | | H27 (当年度) | 評価区分 |
| <p>■ 歩道や信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 県土整備部 | 道路管理課 都市計画課 | 歩行者、自転車の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。 | 通学路の歩道整備率 | H23 : 72.9% H24 : 77.0% H25 : 81.9% H26 : 82.7% | 76.8% | 81.9% | 80.0% | 2,426,644 | 2,319,692 | 3,860,375 | 4 | 通学路の歩道整備率は最終目標値である80.0%は前倒しで達成することができたが、全国的にも児童が巻き込まれる交通事故は後を絶たない。このため、学校関係者と交通管理者と連携し「通学路交通安全プログラム」を策定して、通学路の交通安全対策の更なる促進に取り組んでいることから、今後も継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 道路利用者の安全を確保する必要があるため継続。今後も、効果的な事業推進に努める必要がある。 |
| | | | | 警察本部 | 警察本部 | 信号機・道路標識等の整備と適切な管理により、安全で安心な交通環境を確保する。 | 交通信号機の新設数 | H22 : 70基 H23 : 68基 H24 : 65基 H25 : 66基 H26 : 50基 | 60基 | 50基 | 60基 | 1,588,396 | 1,621,559 | 1,554,699 | 4 | 道路交通の安全と円滑を図り、県民生活に適切した交通環境を実現するため、以下の事業を実施。 ・交通管制センターの整備・拡充 ・交通情報収集提供装置の整備 ・信号機の新設・改良 ・老朽化した信号柱の建て替え ・道路交通実態に適合した交通規制 | 4 | 引き続き、安全で安心な交通環境を整備するためには不可欠な事業であり、今後も交通環境の変化に対応した効果的かつ効率的な交通安全施設の整備を継続する必要がある。 |
| 2 犯罪・交通事故の防止 小計 | | | | | | | | | | | | 4,997,375 | | | | | | |
| <p>3 消費者被害の防止・食の安全確保</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1)消費者被害の防止</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 消費者事故等の発生や被害拡大を防止するため、群馬県消費者行政推進本部の機能強化により、関係情報を確保し、関係機関との緊密な連携を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを下支えする必要がある。現在の相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。 | 消費生活相談体制の整備 | H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 74,258 | 53,702 | 48,899 | 4 | 消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。 | 4 | 消費者にとって身近な消費生活相談窓口の整備と併せて相談員の資質向上も図られた。今後は、整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を継続する。 |
| | | | | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | 高齢者の深刻な消費者被害を防止するため、行政関係者だけでなく、事業者等を含め社会全体での見守り体制を一層強化する。 | 見守り協定締結事業者数 | H22 - H23 - H24 - H25 6者 H26 2者 | 5者 | 3者 | 10者(3力年) | 978 | 974 | 657 | 4 | 日常業務で高齢者の接する機会が多い事業者2者と見守り協定を締結し、きめ細かい見守り体制の整備を図った。 | 4 | 高齢者の消費者被害の未然防止と拡大防止のため、一層の見守り支援が必要である。 |
| | | | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | H27年度開設予定の動物愛護拠点施設において、動物愛護推進員等の民間活力を活用し、動物(犬・ねこ 其他)の飼養に関する指導・啓発を行い動物愛護の普及啓発と動物による県民の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。動物取扱業者の一層の適正化を図り、消費者等への被害の防止及び動物福祉の向上を図るため、動物取扱責任者の義務研修を適切に開催する。動物に関連して、被害者・加害者にならないよう、動物ふれあい教室等により、子どもの時から動物との正しい関わり方を知ってもらおう。 | ①犬ねこ・動物取扱業者・特定動物に関する苦情件数 ②動物愛護推進員の委嘱数 | ①苦情件数 H23 : 6,732件 H24 : 6,726件 H25 : 7,199件 H26 : 6,859件 ②動物愛護推進員数 H23 : 37人 H24 : 37人 H25 : 18人 H26 : 18人 ※すべて前橋市・高崎市を除く | ①苦情件数 5,700件 | ①苦情件数 5,700件 | ①苦情件数 4,600件 | 9,404 | 32,009 | 8,640 | 4 | 動物愛護推進員による適正飼養の助言・啓発活動や保健福祉事務所での動物の飼育者、動物取扱業者への指導を行った。前年度に比べると、苦情件数はわずかに減少したが、依然として犬猫に関する苦情が多いのが現状である。 | 4 | 動物愛護の普及啓発や動物の飼育者・動物取扱業者に対する適正飼養指導業務は、県民が安全で衛生的な暮らしをするために欠かせない事業であるため、継続して実施する。 |
| | | | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 動物愛護関係業務を充実・強化するため、県内10保健福祉事務所で行っている動物関係業務を集約し、拠点施設を設置する。 | 動物愛護センターの設置と動物愛護の推進 | - | 実施設計 | 施設建設 | 動物愛護センターの設置と動物愛護事業の充実 | 165,250 | 29,264 | 66,831 | 1 | 動物愛護センター建築工事に着手した。 | 1 | H27年度に動物愛護センターが竣工となることから、本事業は終了とする。 |

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-------|-----------|-------|---|--|--|----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------|---------------------------|-------------------|--|-------------------|--|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | 評価の考え方 | |
| | | | 生活衛生 | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 生活衛生関係営業施設の監視及び指導を継続的に実施することにより、公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保する。公衆浴場等入浴施設の衛生管理責任者等を対象としたレジオネラ症防止対策講習会を定期的に開催することを通して、営業者の自主的な衛生管理の取組を促進するとともに、安全・安心な入浴施設の提供の推進を図る。 | 生活衛生関係営業施設の監視指導等件数 | H23 : 1,493件 H24 : 1,058件 H25 : 1,139件 H26 : 1,258件 | 1,700件 | 1,700件 | 1,700件 | 2,183 | 2,293 | 1,528 | 生活衛生関係営業施設の監視指導等を実施し営業施設の衛生水準の維持向上を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保した。 また、入浴施設におけるレジオネラ対策講習会を実施し、営業者の衛生管理意識を向上させた。 | 4 | 生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係営業者を活用した衛生指導事業等は、営業者に衛生管理の向上を促し、県民の健康と安全な生活環境の確保に繋がるものであることから、継続して実施する必要がある。 | 4 | 県民の生活環境を衛生的かつ安全に保つために必要な事業であるため、継続。 |
| <p>■ 端緒情報を受ける「消費生活センター」の情報収集機能の強化や消費者への迅速・的確な情報の提供を図るための体制を整備します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消費者行政活性化推進 | 再掲 | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを下支えする必要がある。現在の相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。 また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。 | 消費生活相談体制の整備 | H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 74,258 | 53,702 | 48,899 | 消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。 | 4 | 消費者にとって身近な消費生活相談窓口の整備と併せて相談員の資質向上も図られた。 今後は、整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を継続する。 | 4 | 消費者被害を防止し、消費生活の安定を図るため、継続。 |
| <p>(2)食の安全確保</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 食品の安全性を高めるため、食品安全検査センター等において監視指導と運動した食品の検査体制の充実を図り、検査技術の高度化に対応します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 食品安全検査 | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全の確保を図る。 | 残留農薬検査対象項目数 | H23: 240項目 H24: 240項目 H25: 248項目 H26: 248項目 | 248項目 | 254項目 | 260項目 | 18,670 | 18,495 | 42,617 | 県民の関心が高い放射性物質や農薬などの流通食品の検査を行うことで、食品の安全を確保することができた。 | 4 | 消費者の視点から県内流通食品の安全を科学的に確認することは重要で、今後も継続して行う必要がある。 | 4 | 県内に流通する食品の安全・安心確保のために不可欠な事業であるため、継続。 |
| | | | 食品衛生検査施設業務管理 | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 食品衛生法に基づく食品衛生検査の業務管理(GLP)を適正に執行し、信頼性のある検査データを提供することにより、検査の透明性と試験検査の信頼性を確保する。 | 外部精度管理調査適合率 | H23: 94.4% H24: 94.4% H25: 94.4% H26: 88.9% | 100% | 100% | 100% | 7,771 | 7,405 | 7,647 | 外部機関による検査技術評価を受検することにより、検査精度の信頼性を確保することができた。 | 4 | 外部精度管理調査は、食品衛生法に基づく食品検査の信頼性を確保する上で必要な業務管理である。 | 4 | 県が実施する食品検査の精度保持に必要であるため、継続。 |
| <p>■ 放射性物質に関する検査等を継続的に実施し、食の安全を確保します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 群馬のきのこ安全確保対策 | | 環境森林部 | 林業振興課 | きのこ類、及びきのこ原木等の生産資材について安全検査を行い県産きのこの安全性の確保を図る。 | 検査検体数 | H23 128件 H24 311件 H25 305件 H26 303件 | 240件 | 345件 | 240件 | 6,988 | 7,111 | 4,653 | 原木及びほだ木等の放射性物質検査を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。 ・原木指標値検査: 258件 ・ほだ木指標値検査: 321件 | 4 | 原木及びほだ木は依然として指標値を超えている場合があるため、検査を継続する必要がある。 | 4 | 現在でも原木やほだ木について指標値を超えているケースがあり、安心安全なきのこを生産するための定期的な検査であるため継続。 |
| | | | きのこの放射性物質に関する研究 | | 環境森林部 | 林業試験場 | きのこの放射性物質に関する研究(～H26年度) きのこ原木林再生技術の開発(H27年度～) | ・汚染状況のデータベース化 ・除染等きのこ汚染の低下方法確立 ・汚染原木林リフレッシュ技術の開発 | H23: ホダ木除染予備試験 H24: 検査数1025件、検査結果マップ作成、シイタケへの移行率、除染試験実施 H25: 検査数880件、検査マップ作成、移行率低下試験実施 H26: 検査数570件、検査マップ作成 | ・しいたけ原木など500件 ・データベース更新 | ・しいたけ原木など500件 ・データベース更新 | ・しいたけ原木など400件 ・除染対策の確立 | 1,285 | 1,273 | 1,238 | シイタケ原木指標値検査の結果を24、25年度分と合わせ地図に落とし、原木業者及びシイタケ生産者に普及部門を通じ、提供した。 汚染状況の異なる原木シイタケほだ場における周辺環境からほだ木への汚染状況を把握する実証試験を行った。比較的空間線量の高い調査地ではほだ木への汚染が見られたが、指標値を下回っていた。 各種資材による周辺環境からほだ木への汚染低減実証試験を行ったが、明確な傾向はなかった。 | 4 | きのこ原木検査結果マップは安全安心なシイタケ生産に大いに役立った。ほだ場におけるほだ木の再汚染問題は課題であるが、着実に知見を積み重ねることができた。引き続き行政、普及、試験研究が密接に連携し、生産者が安心して生産活動に専念できるように努めたい。 また、原木シイタケ生産の継続のためには汚染されたシイタケ原木(コナラ)林の再生が大きな課題である。H27年度から始まった「きのこ原木林再生技術の開発」は重要な研究である。 | 4 | 安全なきのこ原木に関する状況の情報提供や、ほだ木の再汚染問題等、安心安全なきのこ生産のための研究を行っており継続。 |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>12

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-------|-------|--------------------------------------|-------|-------|-------|--|--|---|---------------|--------------|-----------------|--------|---------------------------|-----------|---------|---|-------|--|---|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | H26当初(千円) | H27当初(千円) | | H26決算(千円) | 評価区分 | 評価の考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | 評価区分 | 評価の考え方 | | |
| ※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 農産物等放射性物質検査 | | 農政部 | 農政課 | 県民の食の安全を確保するため、農畜産物等の検査を行うとともに、農地土壌の放射性物質のモニタリング調査等を行い、農家指導に役立てる。 | 農産物等調査検体数(農業) | H22: - H23: 2,362検体 H24: 4,355検体 H25: 3,655検体 H26: 2,587検体 | 3,386検体 | 3,071検体 | 2,929検体 | 10,705 | 10,616 | 10,475 | 4 | 今後も継続した監視・調査が必要である。このため、引き続き農畜産物等の安全検査を適切に実施していく。 | 4 | 検体数は減ってきており、原発事故の風評被害も減少傾向にあるものと考えられるが、なお風評被害払拭のために、農畜産物の安全検査を引き続き実施する必要があると継続。 | | |
| | | | 学校給食安心対策(事前検査) | | 教育委員会 | 健康体育課 | 放射性物質検査機器を各教育事務所に設置し、学校給食実施者による学校給食食材の事前検査を支援する。 | 検査検体数 | H22:- H23:- H24: 2,230検体 H25: 1,484検体 H26: 1,096検体 | 2,200検体 | 1,600検体※1 | 1,600検体※左 | 1,766 | 1,651 | 1,893 | 4 | 学校給食等食材の事前検査を実施することにより安全性を確認し、さらに検査結果を公表することによって、県民に対して安心を提供しているが、県内には、検査機器が整備されていない市町村があることから、今後も検査需要が見込まれるため継続して取り組む必要がある。検査を継続するため、機器を運用する職員の確保と機器のメンテナンスを行い適正な運用に努める。 | 4 | 希望する団体の検査を実施し、併せて検査結果を周知することで、学校給食の安全・安心の確保に貢献できた。引き続き学校給食の安全を確保するため、継続。 | | |
| <p>■ 食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるため、リスクコミュニケーションを支える人材育成の充実を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | リスクコミュニケーション推進 | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 食品安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食品安全県民会議、食品安全部会の会などの意見交換会、研修会などへの講師派遣を実施する。 食品のリスクについて理解を深める講座を開催し、身近な方に食品の安全・安心確保の取り組みやその考え方を伝える人材を育成する。 | リスクコミュニケーションの参加者数 | H23: 4,687人 H24: 4,645人 H25: 2,790人 H26: 1,963人 | 2,000人 | 2,000人 | H27までの累計10,000人 | 1,516 | 1,654 | 963 | 4 | 食品に関する様々な事案が発生している中、食品のリスクに関して継続して科学的な情報を提供し、消費者の理解促進を図る必要がある。 リスクコミュニケーションを広げていくため、情報発信力のある栄養士や食品衛生責任者など、食の専門家に対し、学習する機会を提供する取組を継続する必要がある。 | 4 | 食の安全に関し、県民に正確な知識を提供すると同時に、県民の意見に耳を傾ける機会であるため、継続。 | | |
| <p>■ 食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供と情報公開を促進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 食に関する理解促進 (食品表示理解促進、農林水産物安全・安心推進) | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 食品表示をはじめ、県民が抱く食の不安に対して、「食の安心ほっとダイヤル」により、分かりやすく丁寧に対応し、暮らしの安心を図る。 消費者の施設見学及び意見交換を受け入れる食品関連事業者の募集、消費者広報並びに消費者の施設見学のきっかけ作りを行う。 消費者の残留農薬や輸入農産物等に対する不安や疑問の解消のため、消費者を対象に生産現場での体験、見学、生産者との意見交換を行う。 | ①食の安心ほっとダイヤルの対応件数 ②「食の現場公開事業」登録事業者数 | ①食の安心ほっとダイヤルの対応件数 H26: 181件 ②事業者登録数 H23: 59事業者 H24: 62事業者 H25: 63事業者 H26: 65事業者 | ①- | ①250件以上 | ①250件以上 | | | 3,425 | 3,282 | 3,069 | 4 | H26年度から「食の安心ほっとダイヤル」を開設し、多くの県民からの食の不安や相談に分かりやすく対応することで食品への安心につなげることができた。 食の現場登録事業者数の目標は達成、維持している。食の現場を訪れるきっかけとして消費者・親子リポーター、探訪ラリー、見聞隊、合同訪問会、輸入農産物基礎講座などの各事業を実施し、意見交換を行うことにより、相互理解を促進することができた。 県民の食の安全に関する相談窓口を継続して開設し、食品表示のみならず、県民の食に関する不安解消に努める必要がある。 また、消費者が食の現場を訪ねることは、事業者との相互理解を深め、事業者による食の安全・安心への取組に関する知識や理解を深めるために有効であることから、継続して実施する。 | 4 | 食を取り巻く環境は変化を続けていることから、県民の食に関する不安を解消するため、継続 |
| <p>■ 食中毒発生の未然防止を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 食品衛生 | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 食品営業許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導及び民間団体による自主的管理体制の強化支援により、食中毒発生の未然防止を図る。 | 食品営業施設監視目標件数 | H23: 19,245件 H24: 21,748件 H25: 26,348件 H26: 26,609件 | 18,500件 | 18,500件 | 18,500件 | 39,976 | 40,161 | 36,845 | 4 | 食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導、収去検査等を実施することにより、食品の安全性を確保した。また、年末に発生した冷凍食品農薬混入事案については施設調査や自主回収の周知等を行い、適切に対応することができた。 | 4 | 食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続する必要がある。 | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-------|------|-------|--|--|--|---------------|---------------------------------|-----------------------------|--------|---------------------------|-------------------|-------------------|--|----------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | H26事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | |
| 3 消費者被害の防止・食の安全確保 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 県民による安全な地域づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)地域の消防・防災体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 消防団に係る各種PRや消防団協力事業所表示制度の普及を通じた入団促進を図るなどして、地域の消防体制の充実・強化を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消防学校運営 | | 総務部 | 消防保安課 | 消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から信頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。 | 消防職員・関係団体教育回数 | H22 110回 H23 46回 H24 99回 H25 37回 H26 82回 | 50回 | 100回 | 教育訓練を継続し現場対応力のある消防人を育成する | 66,809 | 68,365 | 67,241 | 4 | 消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行なった。 | 4 | 消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行なった。 |
| | | | 消防団員確保対策 | | 総務部 | 消防保安課 | 消防団員の充足率低下に歯止めをかけるため、インターネットを活用した広報の充実や、応援グッズの作成等を行い、啓発活動を強化する。 | 消防団員の充足率 | H22 93.5% H23 92.6% H24 92.9% H25 92.3% H26 92.7% | 94.5% | 95.2% | 96.0% | | 800 | — | 3 | 消防団員が年々減少しており、消防団への理解と入団を促進し、充足率向上を図るための取り組みとして、新成人等、将来活躍が期待される若年層に対する広報活動を実施した。また、今後の団員確保対策に向け、県内の若手消防団員に対してアンケート調査を実施し、調査結果を市町村と共有した。 | 4 | 今後も県内消防団員の充足率を高めるための施策を充実させる必要があり、関係団体等と連携し、より効果的な施策を検討する。 |
| | | | 危機管理・防災対策推進 | 再掲 | 総務部 | 危機管理室 | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 | 災害対策本部実施室設置検討 | 災害対策本部実施室整備 国民保護実動訓練実施に向けた準備 | 災害対策本部実施室の設置 国民保護実動訓練の実施 | 14,862 | 14,974 | 10,495 | 4 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 |
| ■ 自主防災組織の結成や育成を推進し、地域防災力の強化を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地域防災力パワーアップ支援 | | 総務部 | 危機管理室 | 自主防災組織の新規結成や既存組織の活性化に向け、市町村と連携し、県民防災塾や災害対応先進地視察研修会の開催等を通じ、地域防災力の向上を図る。 | 自主防災組織の組織率 | 組織率 H22 76.3% H23 78.4% H24 80.1% H25 81.9% H26 (H27年8月頃把握予定) | 組織率 81.78% | 組織率 86.7% | 組織率 90% | 135 | 236 | 73 | 3 | 自主防災活動のリーダーを育成するため、「県民防災塾」を高崎消防、多野藤岡消防、富岡甘楽消防管内の各地域で開催した。 災害対応先進地の新潟県を訪問し、実地視察や経験者の講話を聞き、自助・共助の重要性等について学ぶとともに、被災地等の視察を行うことで、地域防災のリーダーの養成支援を行う被災地(新潟県内)視察研修を行った。 | 4 | 地域防災力の向上や活性化を図るためには、市町村との連携をさらに強化し、引き続き当事業の効果的な実施が必要不可欠である。 自主防災組織の組織率向上、活性化及び防災士の活用方策等に係る、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、リーダーとなる人材の育成について、事業内容を拡充して実施したい。 |
| | | | 地域災害対応力養成支援 | | 総務部 | 危機管理室 | 地域防災力の向上、特に地域防災リーダー育成と地域の災害対応能力の向上を図るため、地域における具体的な災害予防及び災害発生時の応急対応に効果を発揮する以下の事業について、市町村と連携し実施する。 ①災害図上訓練(DIG)モデル事業 ②避難所運営ゲーム(HUG)モデル事業 | ①災害図上訓練(DIG)実施回数 ②避難所運営ゲーム(HUG)実施回数 | H25 ①4回 ②8回 H26 ①3回 ②6回 | ① 5回 ②10回 | ①10回 ②10回 | 3年間計 ①35回 ②35回 | 1,899 | 2,561 | 1,111 | 2 | 地域の災害対応力の向上を図ることができるゲーム的訓練(DIG・HUG)を、市町村と連携してモデル事業として実施。 H26年度に実施した一部市町村ではこの事業によりノウハウを取得し単独で実施するなど、地域への指導力の強化を図り、地域全体の防災力の底上げを図られた。 | 2 | H25年度より3か年計画で実施してきた事業であるが、未実施の市町村もあることから、事業を縮小しながらも、継続して実施する。 |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8> 14

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|------|--|-----------------|---|---------------------------------|---------------|--------------|--------------|-----------|---------------------------|--|-------------------|--|------------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | 決算額 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の 考え方 | 評価の 考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | 評価 区分 | 評価 区分 |
| (2)地域の防犯体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行う。 | 自主防犯パトロール団体構成員数 | H22:800団体、80,257人 H23:785団体、79,933人 H24:768団体、80,382人 H25:755団体、79,043人 H26:764団体、80,854人 | 増加活性化 | 増加活性化 | 増加活性化 | 20,281の一部 | 51,581の一部 | 17,400の一部 | 自主防犯ボランティアの活性化が図られた。 | 4 | 犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、自主防犯ボランティアに対する支援を推進してきたが、引き続き、自主防犯活動への参加促進を推進していく必要がある。 | 4 | 引き続き、安全・安心なまちづくりを進めるため、地域における自主防犯活動の活性化を図り、県・市町村、関係機関・団体等との連携を強化していく必要があることから、継続。 |
| (3)地域における交通安全対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 児童が安全に登下校できるよう交通ボランティア活動への支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 四季の交通安全運動や子供から高齢者の事故防止対策を関係機関等と連携を図りながら推進する。 | 交通事故死者数の減少 | H23:97人 H24:106人 H25:73人 H26:67人 | - | - | 75人(H27年末) | 3,750 | 3,750 | 3,750 | 児童生徒の交通事故の防止を図るため、各市町村に対し、補助金を交付し、交通指導員の充実及び確保を図った(交通指導員の被服費の一部を補助)。 | 4 | 交通指導員は、児童生徒の登下校時における保護・誘導等の活動により、地域の交通安全に関し重要な役割を担っている。交通指導員の高齢化に伴い、若返りを図る必要があるが、引き続き交通指導員の活動を支援する必要がある。 | 4 | 引き続き、市町村と連携しながら、児童生徒の交通事故防止を図っていく必要があるため継続。 |
| 4 県民による安全な地域づくり 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |